

令和元年 5 月 24 日

各 位

西武信用金庫

理事長 高橋 一朗

当金庫に対する業務改善命令について

本日、当金庫は、信用金庫法第 89 条第 1 項において準用する銀行法第 26 条第 1 項に基づき、関東財務局より業務改善命令を受けました。

日頃から当金庫を信頼し、ご支援ご愛顧を頂いておりますお客さまをはじめ、会員の皆さま、地域の皆さまに多大なるご迷惑とご心配をお掛けいたし心より深くお詫び申し上げます。

今回の命令を厳粛に受け止め、健全かつ適切な業務運営を確保するため、役職員一丸となって内部統制の強化、信用リスク管理態勢の強化及び反社会的勢力等の排除に向けた管理態勢の抜本的な見直しに取り組んでまいります。

1. 業務改善命令の内容

(1) 健全かつ適切な業務運営を確保するため、以下を実行すること。

- ① 本処分を踏まえた責任の所在の明確化と内部統制の強化
- ② 融資審査管理を含む信用リスク管理態勢の強化
- ③ 反社会的勢力等の排除に向けた管理態勢の抜本的な見直し

(2) 上記(1)に係る業務の改善計画を令和元年 6 月 28 日までに提出し、直ちに実行すること。

(3) 上記(2)の改善計画について、当該計画の実施完了までの間、3 か月毎の進捗及び改善状況を翌月 15 日までに報告すること（初回報告基準日を令和元年 9 月末とする）。

2. 処分の理由

当局による立入検査の結果や信用金庫法第 89 条第 1 項において準用する銀行法第 24 条第 1 項に基づき求めた報告を検証（注）したところ、金庫は業績優先の営業を推進するあまり、内部管理態勢の整備を怠った結果、以下のような問題が認められた。

（注）「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（平成 30 年 2 月 6 日金融庁発表）への適合状況を含む。

(1) 投資用不動産向けの融資にあたり、形式的な審査にとどまり、不適切な信用リスク管理態勢となっている。

- ① 融資実行を優先するあまり、融資審査にあたり、投資目的の賃貸用不動産向け融資案件を持ち込む業者による融資関係資料の偽装・改ざんを金庫職員が看過している事例が多数認められる。
- ② 投資目的の賃貸用不動産向け融資について、融資期間に法定耐用年数を超える経済的耐用年数を適用する場合には適切な見積りが不可欠である中、経済的耐用年数等を証する書面を作成する外部専門家に対し、金庫職員が耐用年数や修繕費用等を指示・示唆するなどの不適

切な行為が多数認められる。

(2) 反社会的勢力等との取引排除に向けた管理態勢が不十分である。

① 反社会的勢力等との取引排除に向けた管理態勢については、十分な経営資源を配分することなく極めて少人数の担当者に頼った取組となっているなど、組織的な対応が不十分となっている。特に、反社会的勢力等に関する金庫としての管理区分が限定的に運用されているなど、その管理手法は不十分なものとなっている。

② このため、一部の営業店幹部は、監事から反社会的勢力等との関係が疑われるとの情報提供を受けていた者について、十分な確認を怠り、同者関連の融資を実行している。

(3) 内部統制が機能していない。

強い発言力を有する理事長に対して十分な牽制機能が発揮されておらず、上記(2)②に関し、懸念を抱いた監事及び監事会から理事長に対し、複数回にわたって書面で調査を要請したにもかかわらず、理事長は当該要請を拒否し、組織的な検証を怠っているなど、内部統制が機能していない。

3. 今後における当金庫の対応について

上記命令を真摯に受け止め、実効性のある改善計画を策定し、これを着実に遂行することにより、内部統制の強化、信用リスク管理態勢の強化、反社会的勢力等の排除に向けた管理態勢の抜本的な見直しを図ってまいります。

4. 改善に向けた施策等について

外部有識者をスーパーバイザーとした「業務改善委員会」において、本件事態に至った原因究明を踏まえた抜本的改善策について検討し、令和元年6月28日までに業務改善計画を策定し、新たな体制により、同計画を着実に実行してまいります。

(1) 責任の所在の明確化

本日開催の理事会にて、代表理事2名と常勤理事1名が辞任し、理事長に高橋一朗、専務理事に半澤佳宏が就任いたしました。また、以下の通り役員報酬を減額いたします。

理事長	月額報酬の30%(3ヶ月)	専務理事	月額報酬の20%(3ヶ月)
常務理事	月額報酬の15%(3ヶ月)	常勤理事	月額報酬の10%(3ヶ月)
非常勤理事	月額報酬の10%(1ヶ月)	常勤監事	月額報酬の10%(3ヶ月)
非常勤監事	月額報酬の10%(1ヶ月)		

(2) 内部統制の強化

実効的な牽制体制を構築し、内部統制の強化を図ってまいります。

現状、以下のような改善対応を実施しております。

① 当金庫の業務全般を洗い出し抜本的な管理体制の改善を図ることを目的に、本年3月22日に外部有識者をスーパーバイザーとした「業務改善委員会」を設置いたしました。

② 役員人事・報酬の牽制機能を強化するべく、本年3月22日に役員等の指名や報酬等を理事長・理事会へ答申する独立委員会組織として外部有識者を評議会議長とした「人事報酬評議会」を設置いたしました。

- ③ 監事会からの要請に加え、「人事報酬評議会」から理事長、理事会へ勧告できる制度も創設いたしました。また監査部の主管を監事会としてその独立性を高めました。
- ④ 各部署間のコミュニケーションを強化し責任を明確化すべく、本日開催の理事会にて、常務理事の部長職委嘱を廃止し経営に専念させ、また、常務理事以上について共同執務室での業務運営体制とし、牽制機能を強化しました。

(3) 信用リスク管理態勢の強化

従来の規程、与信管理、営業店の組織体制、研修体系などを抜本的に見直し、融資審査管理を含む信用リスク管理態勢の強化を図ってまいります。

現状、投資目的の賃貸用不動産融資に関して、以下のような改善対応を実施しております。

- ① 融資審査体制の強化を図るため、本年1月から、投資目的の賃貸不動産融資案件を持ち込む業者の取扱いに係る審査基準を定め、厳正化いたしました。
- ② 本日付で、審査部を2部制とし審査担当人員の増加を図りました。
- ③ 本年1月、改ざん・偽装の看過や外部専門家に対する指示・示唆の原因となった貸出目標を過度に評価する業績評価基準を見直し、該当評価項目を廃止いたしました。

(注) なお、現状当金庫で把握している計数等は以下のとおりです。

- 投資目的の賃貸用不動産向け貸出案件を持ち込む業者による融資関係書類の偽装・改ざんを当金庫職員が看過してしまった可能性が高い件数

当金庫の認識では127件です。そのうち、当金庫が、債務者と面談して調査した結果、何らかの偽装等があったと認められる件数が73件ございました。その他については、引き続き確認を実施してまいります。

- 経済的耐用年数等を証する書面を作成する外部専門家に対し、当金庫職員が耐用年数や修繕費用等を指示・示唆するなどの不適切な行為と思われる件数

現存する18か月間のメールでのやりとりからは258物件あると確認しています。この期間内の同書面の数との比較では約1割に相当します。

(4) 反社会的勢力等の排除に向けた管理態勢の抜本的な見直し

経営陣の意識改革をすすめ、本日付で反社会的勢力等の排除への対応の担当役員(常務理事)を明確にし、当該役員の下で、反社会的勢力等の排除に向けた管理態勢の強化を図ってまいります。

現状、以下のような改善対応を実施しております。

- ① 当該担当役員は、反社会的勢力等の排除への対応を一元的に所掌するとの観点から、リスク管理統括部、事務部、システム企画部を管掌します。
- ② 本部組織体制を見直し、反社マネロン対応を含むリスク管理部署の新たな人員を配置し体制強化を図っており今後も増員を図ってまいります。
- ③ 当金庫で実施している反社会的勢力等の管理区分については、本年5月末までに、リスクの度合いや情報の質に応じ、更に細分化した区分を設けます。また、データベースの整備やシステム対応の高度化を図り、このようなデータベースを活用した管理を徹底してまいります。

(注) なお、現状当金庫で把握している計数等は以下のとおりです。

- 暴力団排除条項導入後、本年3月31日時点で、当金庫の全取引先を調査した結果、当金庫の信用金庫取引約定書に盛り込まれた暴力団排除条項に該当する反社会的勢力との融資取引はありませんでした。
- 上記「2. 処分の理由(2)②」の「監事から反社会的勢力等との関係が疑われるとの情報提供を受けていた者」については、警察に確認したところ、「暴力団員としての属性がない」旨の回答を得たことから、暴力団排除条項には該当しないと判断し、現在も当該者の関連者に対する融資残高はあります(債務者名義1人、1社で合計326百万円)。上記「2. 処分の理由(3)」の指摘を踏まえた調査を実施しており、調査結果に基づく対応を行います。

(5) その他

- ① 当金庫は、今回検査での指摘を踏まえ、当金庫監査法人とも協議したうえで平成30年度決算において、賃貸用不動産向け融資を対象として、将来の損失発生に備えて予防的に約33億円の追加引当を行うこととしました。こうした引当を踏まえたうえで、当金庫は当期純利益で約76億円を計上し、自己資本比率は9.66%、不良債権比率は1.27%を維持しており、当金庫の財務の健全性には全く問題はありません。
- ② 当金庫は長年に亘り、お客さまの事業支援活動を営業活動の主体とした業務運営を目指しておりました。このお客さまの事業を支援していくという活動は、西武信用金庫並びに当金庫全職員の活動の原点であり今後も変わるものではありません。
当金庫は、今回の処分を踏まえ、改めて活動の原点に立ち返り、今後も地域に根ざし、地域とともに歩む経営を行い、信頼の回復に努めてまいります。

以上

本件に関するお問い合わせ先

<お客さま専用窓口>

西武信用金庫 西武しんきん相談所(リスク管理統括部)

電話番号: 0120-61-1447

<報道関係窓口>

西武信用金庫 経営企画部

電話番号: 03-3384-6117

受付時間: 午前9時から午後5時